

## 園児が高体温であることを証明する診断書の発行について

保育園の先生がたへ

ある保育園で、「園児が高体温である（平熱が高い）ことを示す医師の診断書があれば、37.5℃以上の体温が測定されても、保護者に連絡しないで保育をするので、そのような証明書をかかりつけ医に行ってもらってきてください」という指示を受けたという受診があります。

今のところ当院の周囲では、神奈川区内の1カ所の保育園だけなので、件数としては多くはありません。

ご存じのように、幼児の体温は、成人よりもやや高いほか、体重当たりの体表面積が広いために、環境温の影響を受けやすいという特徴があります。また背も低いので、夏場などですと地表温があがるため、その影響はさらに受けやすくなります。

また、児童の体調は、体温だけで決めるのではなく、食欲や元気さなどを参考にして総合的に判断するものであることは、言うまでもありません。37.5℃をひとつの目安にすること自体は批判しませんし、保育園がひとつの基準をおつくりになるのも自由です。しかし、かかりつけ医といえども、平熱が高めなのかどうかまでは通常はわかりません。むしろそれは保護者や園の先生がたのほうがおわかりであると思います。つまり、かかりつけ医の立場で、その子が37.5℃以上になっても大丈夫とか、そうではないとか、その場にいるわけでもないし、証明書が作れるわけがないということです。体温が低くても心配な状態もあれば、その逆もあります。

例えば仮に診断書があれば37.8℃までは保護者に連絡をしないという基準を作られたとします。診断書には医学的な意味は何もないわけですが、あえて診断書が存在する意味を考えるとすれば、「Aちゃんは37.7℃でも呼ばれないのに、なぜうちの子は37.5℃で呼ばれるのですか？不公平ではないですか？」というクレームがBちゃんの保護者からあったときに、「Aちゃんがかかりつけ医から高体温であるという診断書が出ているのでそのようにしているのです」と、答えるための準備のために証明書を使うからだとも（患者さんから直接ではありませんが）伺ったこともあります。もちろん本当かどうかお聞きしたことはありませんし、びっくりしたので、あまり信じられませんが、もし本当だとしたら、このようなことが理由のひとつにあって、小児科の医療機関を受診して証明書をもらってくるようにとご指導なさるのだとしたら、当院としてはさらに疑問に思います。

また、体温が高めであることは病気ではないと思われるからこそ、そのようなご指導をされるのだと思いますが、そうであれば、「病気ではない方の受診」ですから、厳密に言えば健康保険は使えません。受診費用などの面でも問題があります。

いずれにいたしましても、上記のような考えから、当院としては、「園児が高体温であっても問題がないことを証明するような文書」は発行いたしかねます。そのような文書を発行するために受診されても発行しませんので、保護者や園児様にご負担がかかってしまうだけですので、事情をご賢察の上、ご遠慮いただければ幸いです。

星川小児クリニック 院長 山本 淳